

議案第40号

関市税条例の一部改正について

関市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年5月9日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市税条例の一部を改正する条例

関市税条例（昭和25年関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条の4第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第8条の見出し中「寄付金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第8条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の関市税条例（以下「新条例」という。）第26条の4並びに附則第6条の4及び第8条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の4第1項及び附則第8条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

|       |        |                      |
|-------|--------|----------------------|
| 第26条の | 特例控除対象 | 特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に |
|-------|--------|----------------------|

|                |               |   |
|----------------|---------------|---|
| 4 第 1 項        | 寄附金           | 掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）  |
| 附則第 8 条<br>の 2 | 特例控除対象<br>寄附金 | 特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）  |
|                | 送付            | 送付又は関市税条例の一部を改正する条例（令和元年関市条例第 号）附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の関市税条例附則第 8 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付 |

3 新条例附則第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。